

## 八王子市特別職報酬等審議会議事録

令和 7 年（2025 年）8 月 18 日（月）

午前 10 時 30 分～午前 11 時 30 分

議会棟 第 5 委員会室

出席者 三浦眞一委員（会長）、伊藤則久委員、田中和敏委員、  
秋間利久委員、片寄禎文委員、白柳広賢委員、藤井祐子委員、  
原口剛久委員、佐久間志緒里委員（委員 9 名）  
（檜崎亮一委員（会長職務代理） 欠席）  
太田総務部長、石川職員課長、その他事務局 4 名

### 開 会

1. 総務部長挨拶
2. 審 議 特別職報酬等の額について諮問

### 〔配付資料〕

- ・特別職報酬等改定状況一覧（資料 1-1・1-2）
- ・八王子市職員給料の変遷（資料 2）
- ・特別職報酬等改定シミュレーション（資料 3）
- ・令和 7 年度人事院勧告・報告の概要（資料 4）
- ・令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安について（資料 5）

【会長】本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。これより、第 2 回特別職報酬等審議会を始めさせていただきます。次第に沿って、審議のほうを進めていきたいと思います。それでは、資料 1-1 から資料 2 まで、事務局から説明をお願いします。

【事務局】それでは、事務局から御説明いたします。

資料 1-1 をご覧ください。この資料は、26 市及び中核市のなかで令和 6 年度に報酬額の改定があった自治体についてまとめたものになります。表の見方ですが、上段は各市の改定率及び改定額を記載したものになります。下段は各市の改定理由を記載しています。26 市では No. 1 立川市から No. 3 あきる野市が改定を行っています。中核市では No. 4 岡崎市から No. 8 鹿児島市が改定を行っています。それぞれの自治体の改定率と改定理由について、順番にご説明いたします。

はじめに、立川市です。改定率は 0.2% から 0.3% となっています。改定理由は、東京都知事等の特別職における令和 5 年度の改定率 0.27% を考慮して増額改定したものです。次に、武蔵野市です。改定率は市長から右へ議長までが 3.0%、副議長、議員は 2.0% となっています。改定理由は、東京都人事委員会勧告にて民間給与との比較で令和 5 年度は

0.88%、令和6年度は2.59%の公民格差が示され、一般職員給料表改定の累積分を考慮し、公民格差の解消、また、現在の社会情勢や人材確保を考慮し、増額改定されたものです。次に、あきる野市です。市長から教育長までは据え置きとし、議員サイドの報酬を3.9%から4.1%の改定率で改定しています。改定理由は、国の人事院勧告、東京都人事委員会勧告の公民格差を反映した一般職給料表の改定率を参考とし、都内25市と比較して少ない議員に係る報酬について、過去4年間の一般職給料表の累積分の改定率3.98%、金額にして17,000円引き上げることが相当とであることを理由としています。次に、岡崎市です。市長から常勤監査委員までは据え置きが妥当とし、議員サイドの報酬を改定しています。改定理由は、議長をはじめ議員の報酬月額、中核市の中で平均水準に達しているものの、市長及び副市長と比較した場合に低い水準であるとのことから、令和3年度に減額した分を増額することが妥当であるとしています。次に、松江市です。改定率は4.5%から4.6%となっています。改定理由は、平成17年に一律5%の減額を行っており、その後、18年間改定がなかったため、一般職の改定率の累積分である4.56%の引き上げを行ったものです。次に、高松市です。改定率は1.1%から1.2%となっています。改定理由は、全ての職で国の人事院勧告の指定職の引き上げ率1.1%相当の引き上げを行ったものです。次に、佐世保市です。市長から常勤監査委員までは据え置きとし、議員サイドの報酬を1.4%から1.5%の改定率で改定しています。改定理由は、一般職給与改定との均衡等、経済状況及び市の財政状況、中核市及び県下主要都市の状況を考慮して改定したものです。次に、鹿児島市です。改定率は3.0%から3.1%となっています。改定理由は、一般職の累積給与改定率が3%以上増減した時などに原則、報酬等審議会を開催していることです。このように26市、中核市の改定理由を見ますと、傾向としては一番多い理由は、一般職員の給料改定の累積を考慮している自治体で、武蔵野市、松江市、鹿児島市、そして議員サイドのみの増額にはなりますがあきる野市、計4市になります。

続いて、資料1-2をご覧ください。この資料は、類似市のなかで令和6年度に報酬額の改定があった自治体についてまとめたものになります。順番にご説明します。はじめに、大田区です。改定率は0.9%となっています。改定理由は、令和5年度の特別区人事委員会勧告の一般職員（部長級）の改定に準じて引き上げを行っています。次に、世田谷区です。改定率は0.8%となっています。改定理由は、令和6年度の特別区人事委員会勧告で示された公民格差2.89%に合わせて一般職の給料表を改定した結果、管理職である部長級給料表の最高号俸の改定率0.8%を適用したものととなります。次に、杉並区です。改定率は0.9%となっています。改定理由は、先ほどの世田谷区とほぼ同様の考え方で一般職の給料表で管理職の部長級給料表の改定率0.9%を適用したものととなります。次に、板橋区です。改定率は、1.2%となっています。改定理由は、こちらも一般職給料表の改定率を参考とし、部長級給料表の平均改定率を適用したものととなります。次に、練馬区です。改定率は0.9%となっています。改定理由は、一般職給料表の管理職級（課長5級、部長6級）の改定率0.9%を適用したものととなります。次に、江戸川区です。区長のみ、一般職部長級の改定率1.2%を適用し、副区長、教育長、常勤監査委員、議員に係る改定については特別区の23区の中で中程度となるよう、それぞれ改定している状況です。このように類

似市の改定理由の傾向を見ますと、江戸川区を除く、5団体は部長級といった管理職級の改定率に合わせたものを理由としています。

続いて、資料2をご覧ください。この資料は、本市、一般職の行政職給料の変遷をまとめたものになります。なお、平成28年から令和6年までの間、東京都人事委員会勧告に準拠し、給料表を改定したのは令和4年、5年、6年の3カ年になります。平成28年から令和3年は給料表の改定はございません。表の見方ですが、令和4年から令和6年度まで、5級部長級から1級主事の改定前、改定後の給料表の平均額、改定前改定後の差額、改定率を記載し、一番下の行は5級部長級から1級主事まで全級を平均した数値を記載しています。また、一番右の列、太枠で囲った箇所ですが、令和4年から令和6年までの3年間の合計した数値を記載しています。5級部長級では3年間の合計で改定率1.8%、改定額9,000円となっています。また、5級から1級の全級では改定率4.0%、改定額12,683円となっています。資料1-1から資料2までの説明は以上となります。

【会長】事務局からの説明は終わりました。ただ今の事務局からの説明について、ご質問はございますか。ご質問がないようでしたら、続いて、資料3から資料5まで、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】続いて、資料3をご覧ください。本日、委員の皆様にご改定の金額をご審議いただくにあたり、事務局から目安となる改定のシミュレーションをご用意させていただきました。パターンは2つになります。一つ目は、表の中央、本市の5級部長級の給料表改定で令和4年から令和6年まで3年間の累積1.8%増額改定のパターンです。二つ目は、表の右側、本市の5級部長級から1級主事の全級で令和4年から令和6年まで3年間の累積4.0%増額改定のパターンです。

一つ目、表の中央、1.8%のパターンの改定額の列をご覧ください。1.8%増額の場合、市長、副市長が20,000円、教育長、常勤監査、議員に係る各役職はいずれも10,000円の増額改定となります。なお、金額は1万円単位とし10,000円未満を四捨五入しています。改定額の列から3つ右に移りますと、年収額の差額を記載しています。そのまた1つ右に移りますと、年収額の差額×人数、年間の影響額を記載しています。1.8%の場合、年間の影響額の合計は8,553,600円となります。

二つ目、表の右側、4.0%の改定パターンの改定額の列をご覧ください。4.0%増額の場合、市長、副市長が40,000円、教育長から議会運営委員長まで30,000円、議員が20,000円の増額改定となります。先程同様、改定額の列から3つ右に移りますと、年収額の差額を記載しています。そのまた1つ右に移りますと、年収額の差額×人数、年間の影響額を記載しています。4.0%の場合、年間の影響額の合計は18,711,000円となります。

ここからは国の最新の情報を共有させていただきます。

続いて資料4をご覧ください。8月7日、国の人事院勧告・報告の概要になります。本市におきましては、東京都人事委員会勧告に倣って給与改定していますので、参考資料として共有させていただきます。月例給に係る資料は裏面に記載されておりますが、官民格差15,014円、3.62%の格差となっております。また、ボーナスについては、年間4.60月から4.65月へと0.05月分引き上げとなっております。繰り返しになりますが、本市にお

きましては東京都人事委員会勧告に倣って給与改定をおこなっております。東京都人事委員会の勧告の時期は例年 10 月中旬頃ですので第 3 回審議会にて勧告の概要を説明させていただく予定です。

続いて資料 5 をご覧ください。8 月 4 日、厚生労働省プレスリリース、「令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安について」です。中央最低賃金審議会では今年度の最低賃金額改定の目安の答申になります。前回、第 1 回の審議会では令和 6 年 4 月 1 日現在の都道府県別の最低賃金の時間額の資料をご覧いただいておりますが、今回は、中央最低賃金審議会の令和 7 年度の直近の状況、改定の目安について参考資料として共有させていただきます。答申のポイントとして全都道府県を ABC の 3 つのランクに分け、A ランク 63 円、B ランク 63 円、C ランク 64 円、ランクごとの加重平均は A ランク 5.6%、B ランク 6.3%、C ランク 6.7%、裏面をご覧くださいますと目安どおり引き上げが行われた場合の全国加重平均は 1,118 円となり、昭和 53 年度に制度が始まって以降、最高額となり、引き上げ率は 6.0% となります。

本日、ご説明させていただきました 26 市、中核市、類似市での令和 6 年度の特別職報酬等の改定状況、本市一般職の給料表の改定状況等を踏まえていただきまして、委員の皆様には御審議いただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

【会長】事務局からの説明に関して、御質問がある方は挙手をお願いします。

【委員】資料 1－2 について、世田谷区の区長以下議員の水準が他の類似自治体と比較して低いように見えるが、歴史的な理由などがあるのでしょうか。

【事務局】各自治体において国や特別区人事委員会勧告などにならって改定をしている経緯があるため、一概に理由を説明するのは難しく、具体的な理由は把握しておりません。

【委員】先ほど歴史的にという話をしたが、人口の比較のほかそれぞれの特徴があって、区長の給与を抑える考え方が強いなどの傾向があるのかという印象を持ちました。

【会長】ありがとうございます。ほかに御質問がなければ、委員の皆さまの御意見を頂きたいと思っております。前回の審議会では、令和 7 年度は近隣自治体の状況、社会情勢、八王子市の財政状況等を踏まえ、報酬額を上げる方向で検討をすすめるということでご確認をさせていただきました。

本日は、昨年度の答申にありますとおり、一般職員の給与水準、公務全体のバランスを踏まえたなかで具体的に改定金額をどうするかについて、ご意見を頂きたいと思っておりますが、引き上げ水準について、事務局資料 3 のシミュレーションをご覧いただきながら、審議を進めていきたいと思っております。それでは委員の皆さまから御意見を頂きたいと思っておりますが、その前に委員に作成していただいた資料について、委員からご説明をお願いいたします。

【委員】前回事務局からいただいた資料を基に、影響を及ぼしそうな数値を選んで作成しました。①は据え置きが始まった平成 28 年から令和 6 年までの消費者物価指数の上昇率、指数で約 1.1 倍を現報酬額にかけたものです。市長の月額ベースで 111,000 円増額、年収ベースで 1,978,020 円の増額となります。②の表は 30 人以上の事業所の所定内給与の上昇率、指数 1.07 倍を現報酬額にかけました。市長の月額ベースで 77,700 円の増額。③の

表が唯一マイナスの要因で、八王子市の財政力指数としていただいている平成 28 年から令和 5 年までの数値を指数にすると - 0.95 となります。市長の月額ベースで - 54,916 円、年収ベースだと - 978,599 円。この 3 つの指標を加重平均しまして、月額ベースで 44,595 円となります。年収ベースは②の事業所の給与が月額ベースのみであるため、①と③で計算すると、市長で 499,710 円となります。全体への影響額は月額ベースですと、1,172,721 円の増加、年収ベースですと 13,141,031 円の増加となります。今回はこの 3 つの指標で計算をしましたが、ほかにも中核市との比較などもあるかと思いますので、前回の資料の参考としてとらえていただければと思います。ただ、図らずも、先ほど資料としていただいた試算表の改定率 4 % の場合の数値と近いものが算出されております。ただあくまで参考資料としてご覧ください。

【会長】ありがとうございました。これだけの資料を作成するのは大変だったかと思います。それでは資料 3、本市の具体的なデータに基づいた資料をご覧くださいながら議論を進めてまいりたいと思います。大変重要な問題ですので、できれば全員の方からご意見を賜りたいと思っております。それではいかがでしょうか。

【委員】先ほど委員からお示しいただいた資料が、この資料 3 で示されている 1.8 % と 4 % の中間くらいで、良い数字ではないかと思ったが、昨年引き上げを前提に保留した経緯がありますので、直近 3 年間の積み上げである 1.8 % が良いのではないかと思います。ただ、一律で上げるのかは議論する必要があるのではないのでしょうか。議員は据え置きでも良いのではないかと感じています。他自治体との比較を見てみると、八王子市は議長と議員の差があまりないという印象があります。それには色々と考えがあるとは思いますが、ここが他自治体との比較で印象的でした。

【委員】今の御意見と似ているが、資料 1 - 2 でいうと、税収などすべて状況が違うので、あくまで比較であるが、市長は平均に近い、副市長は平均より高い、議員は平均より低いという状況です。資料 3 の 1.8 % か 4 % かというのは判断が難しいが一律に上げるというのは難しいのではないかという意見です。

【委員】私も資料 3 を見る中で、改定率としては 1.8 % が妥当ではないかと思います。副市長の業務内容を詳しく知らないのですが、市長と副市長との差について、責任の度合いとして、一律 2 万円で良いのかという疑問を感じました。また議員は、反対の意見になってしましますが、諸般の事情や物価上昇などを踏まえて 2 万円が妥当ではないかと思います。

【委員】資料 3 を前提に意見を申し上げさせていただきますと、4 % でもいいのではないかと感じました。前回と今回共有された参考資料は、比較をしていくもの、客観的な世の中の常識的な指標を探って、今回の議論に至っていると感じています。一方で、業務内容やそれにかかってくる責任とのバランスを考えて、それが八王子市にとってどれくらいの価値があるのかという議論があまりされていないと感じております。細かい業務内容をよく分からないのですが、少なくとも物価が上がっている中で、据え置きということは、放置するだけで報酬が下がっているという見方もあると思います。そういった観点から、この長い期間据え置きということであるならば、それに加えて、さらに今後の上昇も視野に

入れてもいいと思います。原資のバランスと業務内容の責任のバランス、この価値について考える必要があるのではないかと考えております。結論としましては、それらを考えると4%が良いのではないかなと考えております。

【委員】今の物価上昇や皆様の意見を踏まえて考えますと、1.8%と4%の間、3%くらいだといかがかなと感じています。業務内容も詳しくは分かりませんが、一般的な世の中の状況を考えてみた結果、このように考えております。

【委員】委員に任命されてから、給与や報酬の根本的な考え方について、考えております。今回資料4に掲載されている人事院の考え方は、前回の審議会でもお話をさせていただきましたとおり、給与や報酬はその人よりも役職について回るのではないかと考えております。今までの説明の中でも、個別の内容よりも、役職の重責だとか、実行力だとかになるのだと考えております。ただ委員がおっしゃったとおり、やはりこういった役職に対しても価値を見出していけないと、給与や報酬に対して市民から疑問が出てきてしまうのだと思います。資料4の中でも、私のこれまでの経験上、実力本位で活躍できる公務、ここが一番注目していきたいです。類似市と比較した水準や上昇率を考えた時に、これから精査するの必要がありますが、改定率1.8%が現時点では水準的には良いのではないかと考えておりますし、どの役職の方がどのようなことをやってきたのか、これからどのようなことをやろうとしているのか、ということについて、自分の中で咀嚼して説得力を強めていきたいと考えております。改定率は1.8%が現時点で妥当であると思います。

【委員】平成28年から9年間据え置きであり、この長さを考えると、1.8%だと少ない気がしてしまいます。先ほど委員がおっしゃっていた、1.8%と4%の中間の最低3%くらいあってもいいのではないかと思います。また、副市長の業務内容が分からないので、何とも言えませんが、市長と副市長の給与の差があまりにも少ないと思います。市長は副市長に比べて増額の幅が大きくてもいいのではないかと思います。来年度の予算は来年2月くらいでしょうか？

【事務局】議会で審議をいただくのはそのくらいの時期になります。準備はこの秋くらいから始まります。

【委員】各部署が概算要求を出すのは大体10月頃ですか？

【事務局】はい。決算認定が終わった後になります。

【委員】そうするとやはり10月中には決めないといけないということですね？

【事務局】そうですね。そのくらいの時期には方向性を示すことができればと考えております。

【委員】わかりました。以上です。

【委員】個人的な考えですと、ベースアップは何年もしておらず、現在の物価高は、桁が違う印象です。この状況で据え置きを続けていくと、一般の企業でしたら大きな問題となってしまうと思います。特別職なので、一概に当てはめることは難しいかもしれませんが、給与が上がると働くモチベーションも上がると思います。見合った給与とすることで、頑張る気持ちを高めていくということが大切だと考えております。上昇率は1.8%と4%、この間をとってもいいという認識でよろしいでしょうか。

【事務局】はい。あくまでこれは参考資料として提示している数値です。

【委員】給与を上げるだけではなく、当審議会から上げる理由をしっかりと伝えることも必要であると考えております。1.8%から4%の間でおさまるようにもう少し考えても良いのではないかと思います。

【会長】ありがとうございました。本日は具体的な改定額について、いくつかの候補が出てきておりますので、結論を出すには至らないということになります。東京都人事委員会勧告を待ちまして、次回に持ち越したいと思います。本日は、1.8%、3%、4%という数値が出てきておりますが、この間のどこかの数値でも良いのではないかと意見もいただいております。次回に持ち越して最終結論としたいと思います。10月開催予定の審議会に向けて、事務局で必要な準備を進めていただきたいと思います。事務局から補足ありますか？

【事務局】細かい視点から御意見をいただきましてありがとうございました。いただいた意見を参考にさせていただき、第3回目では最新の東京都人事委員会勧告や本日の皆様からの御意見を踏まえまして、最終案を提案させていただきたいと思います。補足は以上となります。

【会長】それでは終了時刻も近づいてまいりましたので、本日の審議はこれまでとさせていただきます。

【事務局】はい。会長、ありがとうございました。その他、ご質問はよろしいでしょうか？それでは、以上で第2回特別職報酬等審議会を終了いたします。本日は、ありがとうございました。

閉 会